

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2022 年度 事業計画

2021 年 12 月

## I. はじめに

現在、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称「持続可能な開発目標（SDGs）」）の達成に向けて、多様なセクターが協力し、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で5歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②全ての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の3つを優先課題とした意欲的な目標を掲げている。この戦略は2016年から実施されてきた。

世界の子どもたちを取り巻く課題は甚大で、必要な保健医療サービスを受けられない10億人の子どもたち、学習できていない4億5千万人の子どもたち、紛争やジェンダーに基づく暴力に直面している4億数千万人の子どもたち、貧困ライン以下で生活している7億1千5百万人の子どもたちが存在する。2021年には、これらの数字は改善するどころか、30年ぶりに後退した。この後退をもたらしている主な要因が、紛争、気候変動、そして新型コロナウイルス感染症である。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略で掲げた目標の達成に向け、2022-24年の中期目標を掲げている。

### 2022-24年セーブ・ザ・チルドレン全体の4つの目標

- 1) **人生の健全なスタート**：3億人以上の子どもたちが、質の高い基礎的な保健・栄養サービスを公平に利用できるよう貢献する。
- 2) **安心して学校に通い、学ぶことができる**：1億5,000万人以上の子どもたちがウェルビーイングと学習の成果を得ることに貢献する。
- 3) **暴力のない生活**：紛争や性的・ジェンダー暴力の影響を受けた1億人以上の子どもたちが守られることに貢献する。
- 4) **セーフティネットと回復力のある家族の実現**：2億人以上の子どもたちが、社会的保護や現金給付を含めた直接的な支援の恩恵を受けることに貢献する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、2030年までの長期戦略目標実現のために、2022-2024年に全世界でセーブ・ザ・チルドレンが取り組む上記中期目標に沿って自らの中期目標ならびに目標達成のための実施戦略を策定した。

## II. 2022年活動計画概要

2022年度は、前述の2022-24年中期目標の実現のために、以下の事業を実施する。

## **i. 海外事業**

海外事業は、2022年度は1) 人生の健全なスタート、2) 安心して学校に通い、学ぶことができる、3) 暴力のない生活、4) セーフティネットと回復力のある家族の実現を目指し、アジア、中東、アフリカ地域において事業を実施・継続する。

### **アジア地域：**

アジア地域においては、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムの4カ国において、法人寄付による新型コロナウイルス感染再拡大防止事業を実施する。カンボジアでは、日本政府資金による、体罰・暴力・いじめ行為のない学校づくり支援事業が実施される予定である。ベトナムでは、世界銀行・日本社会開発基金の支援による少数民族の子どものための栄養改善事業が2021年末に完了することに伴い、同事業からの学びとエビデンスを抽出し、新たな事業地で、引き続き少数民族の子どもたちの栄養改善を目的とする事業を実施する予定である。また、クーデター後の混乱が続くミャンマーにおける人道支援の実施に向け、資金調達の方策を検討する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが直接事務所を運営するモンゴルにおいては、世界銀行資金による農村部の青少年支援事業およびソーシャル・アカウンティビリティ強化事業（フェーズ2）を実施するほか、国連民主主義基金による若者を対象とした民主化支援事業、国連女性基金による少女を対象とした暴力・搾取からの保護事業、また日本政府資金による中等教育現場におけるインクルーシブ教育推進事業、そして子どもの保護制度強化事業を継続実施する。さらにまた、モンゴルでは、2022年度から、米国の保健医療系国際NGOであるFHI 360と連携して、新型コロナウイルスの感染再拡大に備えて医療体制強化事業を実施予定のほか、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）の執行団体として、包摂的かつ公平で質の高い教育の提供を目的とした教育事業をモンゴル教育科学省及び関係団体と連携して実施する予定である。

南アジアでは、バングラデシュにおけるミャンマー避難民支援事業が6年目に入るが、引き続きJPF資金にて避難民キャンプにおける水・衛生環境や居住環境の改善事業を実施する。また、国際社会は持続的なホスト・コミュニティの支援強化を重視しているところ、同地域で、日本政府資金により2020年に開始した、子どもの保護に関する社会福祉行政の強化事業を継続して実施する。これに加え、青少年に対する支援強化の一環として、バングラデシュで青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上のための自己資金事業を開始する。インドでは、法人資金にて2020年に開始した学校における子どもの安全を確保するための事業を継続して実施する。アフガニスタンにおいては2021年に開始したJPF資金による緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業を継続し、特に2021年8月以降の政変の影響により、子どもをはじめとする特に脆弱な状態に置かれた人々への支援を展開していく。

### **中東地域：**

2011年のシリア危機勃発以降、多くのシリア難民が暮らすレバノンでは、シリア難民およびホスト・コミュニティの子どもを対象とした教育支援事業を2022年も継続して実施する。また、2021年5月のイスラ

エルとパレスチナの武力衝突による空爆・砲撃等で甚大な被害を受けたガザ地区では、水・衛生環境改善や、子どもたちの心理社会的状況の改善を目的とした事業を継続して実施する予定である。

紛争が続いているイエメンにおいても、2021年に新たに開始したJPF資金による2事業を継続し、紛争や自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国内避難民やホスト・コミュニティの子どもたちの学習環境および教育へのアクセス改善を目指すほか、地域や学校における衛生対策および子どもの保護の問題への対処能力強化を目指し活動を実施する。

### **アフリカ地域：**

アフリカでは、ウガンダ西部における生計向上ならびに母子の栄養改善を目指す事業を2022年も継続して実施する。また、2016年以降、ウガンダ北西部で実施してきた南スーダン難民の子どもたちの保護に関する緊急支援事業は、地域に根差した子どもの保護体制の強化が進み、継続的に子どもたちが暴力や搾取から守られる体制が作られてきていることから、2021年に事業が完了した後も、より中長期的な地域開発支援への移行を目指していく。2019年からウガンダ南西部にて実施しているコンゴ民主共和国からの難民のための子どもの保護事業は、2022年も継続して実施する。

### **横断的な取り組み：**

近年、世界各地で紛争や政変の影響が長期化、複雑化する傾向があり、また、気候変動の影響や、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、人道支援のニーズはかつてないほどに高まり、かつ複雑化している。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、複雑化する事象に複合的に対応できるよう、これまで重点的に取り組んできた子どもの保護分野については、特にシステム強化の観点からその発展に寄与するとともに、保健・栄養や教育分野での支援のさらなる拡充を図る。更に、貧困世帯や青少年の生計確保に向けた取り組みにも注力する。また、人道支援関係者に対する「人道行動における子どもの保護の最低基準」(CPMS)の日本国内での普及促進をリードすることで、国内の人道支援関係者の人材開発にも寄与していく。

## **ii. 国内事業**

### **貧困問題解決：**

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は、日本国内の子どもの学びや成長にも大きな影を落としている。子どもの貧困問題対策はますます重要になっており、セーブ・ザ・チルドレンは、給付金、学びの支援、体験機会の提供、エンパワーメント活動などの直接支援、啓発活動や政策提言にさらに注力する。直接支援については、これまで取り組んできた給付金提供を地域を拡大して継続するとともに、新規事業構築のためのパイロット事業を実施する。また、2022年度は、子どもの貧困問題対策に関して子どもの意見を聴き、また子ども自身が声を発信する機会を確保することを、これまで以上に意識した活動を実施する。具体的には、2020-21年度に新型コロナウイルス感染症緊急対応として実施した食支援や、今後実施する給付金提供やパイロット事業などでつながった子どもたちに聴き取りなどを行い、子どもら自身が求める施策・支援についてまとめ、提言活動へとつなげる。また、こうした調査結果や提言

を活用し、関係団体と連携しながら支援関係者などを対象としたイベントなどの実施や、議員・行政向けの働きかけを行う。

#### **緊急支援・防災（災害リスク軽減）：**

頻発する集中豪雨や大型台風による大規模自然災害に迅速かつ効果的に対応するため、災害時に子どもや養育者を支援する可能性がある人々への能力強化を継続する。2022年度は子ども支援者に加えて、こども自身の防災・災害対応能力強化のための活動を強化する。また、防災や災害対策に関する自治体との関係構築・強化を継続する。他の子ども支援専門 NGO や外部パートナー団体との協力・連携を強化により、「子どものセーフゲーディング」「子どものための心理的応急処置」「人道行動における子どもの保護の最低基準」など各種研修の実施を継続するほか、子どもの声を聴き、子ども権利の視点に立った行政の緊急支援計画が整備されるよう政策提言を行う。

#### **休眠預金を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援：**

2020年8月から開始した、休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として、「社会的脆弱性の高い子どもの支援強化事業」を継続する（2022年3月まで）。本事業は、全国17団体への資金提供と各事業への伴走支援を通して、子どもの食の状況改善、学びの機会の格差是正、虐待リスクの軽減と保護を目指す。

体罰や虐待をなくすために、「暴力を受けない権利」を含む、子どもの権利をより広く社会に伝え、権利基盤が当たり前になる社会を構築していくことが必要と考え、2021年まで実施してきた「子ども虐待予防事業」を拡大し、子どもの声を聴きながら、「子どもの権利」全般の提言・啓発を実施する。事業計画については、下記3Bに記載する。

### **iii. アドボカシー**

子どもたちを取り巻く紛争、気候変動、および新型コロナウイルス感染症の3つの脅威に対応するセーブ・ザ・チルドレンのグローバル・アドボカシー戦略に沿い、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの状況をより根本的、構造的に改善することを目指し、日本政府をはじめとする国際社会が子どもたちに対する責任を果たし、政策面での貢献やより多くの資金や資源の配分を行うよう働きかける。セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内外のアドボカシーネットワークとの連携のもと、以下の分野において活動を行う。

#### **保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、ますます保健・栄養サービスへのアクセスの格差は広がり、また新型コロナウイルス感染症への対応においても、最も弱い立場に置かれた国や地域の子どもの状況が取り残されている。2021年12月の東京栄養サミットのフォローアップと共に、保健・栄養システムへの ODA 増額や質の向上、保健・栄養システムの政策に対する市民社会のパートナーシップと政策決定者に対する影響力の向上、さらには保健・栄養システム、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、新型コロナウイルス感染症の対応における衡平な政策が進められ、説明責任が果たされるよう働きかけを行う。日本政

府は 2023 年に G7 サミット議長国を務めることから、G7 に向けて日本の市民社会がリーダーシップをとることが求められ、特に保健分野は今後も主要議題となると見られる。

### **教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）**

紛争、気候変動、および新型コロナウイルス感染症の脅威を前に、子どもたちの質の高い教育へのアクセスにも大きな影響がもたらされている。緊急下の教育向けの基金である Education Cannot Wait（ECW）の増資会合での日本政府からの初の資金拠出、および Global Partnership for Education（GPE）基金への拠出拡大をはじめとした基礎教育向けの ODA の増額に向けた政策提言や啓発・発信を行う。さらに学校への攻撃や軍事利用を禁止する学校保護宣言を日本政府が支持するよう働きかけを行う。活動にあたっては、政策決定者との関係構築を強化し、またユースと共に活動を行う。

### **気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映**

気候変動は、子どもたちの現在、そして未来にあらゆる側面から深刻な影響を及ぼしている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのアドボカシー活動としては新たな分野への挑戦となるが、国内の関連団体や関心あるユースや子どもたちとのネットワークを構築し、気候危機について子どもたちが適切な情報を得られ、理解を深め、意見を聞かれ、政策提言に参加できるようサポートを行う。また気候危機の課題が子どもの権利の課題であることを政府が認識し、子どもたちの声が政策に反映され、行動がとられるよう働きかけを行う。

### **子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化**

より多くのユースや子どもたちが、世界の子どもを取り巻く課題を理解し、社会の一員として意見形成ができ、政府や社会からもステークホルダーとして認識されること、そしてユースや子どもたちの声が政策に反映されることを目指し、彼らと共に活動する。特に紛争下の教育と気候危機のテーマについて、ユースと子どもたちと共に取り組みを進める。

## **3 B 中期目標を達成するために**

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは前述の中期目標の達成のために、下記に取り組む。

### **i. アドボカシー・キャンペーン（Advocate, Campaign and Mobilize）**

- 日本国内を含み、子どもの権利の推進にかかわる活動を強化する。
- 国際アドボカシーと国内のアドボカシーがシナジーをもって政策に影響を与える仕組みをつくる
- 子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化する
- 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築のため、様々なステークホルダーと連携し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組み、および企業による子どもの権利の尊重・推進のための「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行う。
- 日本国内では 2022 年通常国会にて、新たな子どもに関する省庁の設置法制定が見込まれ、ま

た子どもに関する基本法の議論も継続して行われることが想定されることから、子どもに関する省庁、基本法が子どもの権利基盤となり、個別（懲戒権・教育・貧困等含む）の法律・大綱・計画・施策等の改定で権利の視点が盛り込まれるよう働きかける。

- 自治体が、条例等で子ども参加の仕組みづくりを取り入れることを目的とし、いくつかの自治体との関係構築を行う。
- 子ども自身、子どもを取り巻く大人（親・養育者、教員）、そして政策決定者が子どもの権利を理解し、子どもが権利主体として活動できるようになるために、子どもの権利の啓発を広く行うとともに、学校における子どもの権利教育の実践に取り組み、政策決定プロセスにおける子どもの声を聴く仕組みづくりを働きかける。
- 中期計画目標に掲げられている、「子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化する」を推進するために、セーブ・ザ・チルドレンとセーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知の向上を更に推進する。2020-21年は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインを活用した全国規模の講演会が普及したが、2022年度もその流れを積極的に取り込み、子どもおよびユースを含む多様な層を巻き込み、市民とともに活動を推進する。

## ii. デジタル、データ、イノベーション (Digital and Data/Innovation)

- a. 効果効率の高い事業活動を推進するため、デジタルや技術の活用を強化する
- b. 調査研究を推進し、専門的な知見やエビデンスに基づく事業活動を強化する
- c. 環境変化に対応し、子どもたちを取り巻く課題の解決に向けた新たなアプローチを実践し、その効果を検証する

## iii. 戦略的パートナーシップ Strategic Partnership

- a. 恒常的、持続可能な変化をパートナーとともに実現し、大規模な成果をもたらす
- b. 市民社会活動のリーディングポジションの役割を果たす
- c. 2022年にはコミュニティ・ネットワーキング事業を通じて全国各地の地域 NPO とネットワークを強化し、地域活動団体への助成等を通じて、子どもの権利実現をする。

## iv. 子どもたちとともに、子どもたちのために (Shift power – 子どもの声)

- a. 子どもとともに、子どもたちのために、社会に対して声をあげるために中心的な役割を果たす
  - ・ 子どもとの関係構築を進め、セーブ・ザ・チルドレンにおける子ども・ユースの参加促進・権利啓発活動の土台を確立する。
  - ・ 子どもやユースが国内外の課題を理解し、政策提言や発信をする機会創出を強化する。
  - ・ 子どもやユースによる継続的な政策提言活動により、子どもが政府や社会からステークホルダーとして認識され、その声が政策に反映されるようにする。

## v. Agile and inclusive organization

- a. 安心・成長・変革を実現する組織風土の醸成
  - ・ 組織力向上へ向けてマネジメント力の強化を図る
  - ・ 安心安全に働ける職場環境を構築する
- b. 内部統制(リスク管理)体制構築ならびに BCP 施策の実践による組織基盤の強化
  - ・ 個々のリスクの洗い出しとそれに対するリスク管理体制を構築する
- c. より一層の IT 化による働く環境の徹底的効率化とセキュリティの高度化の推進
  - ・ 事業への IT 利活用による後方支援、新しい働き方に対応した組織全体のインフラ整備およびセキュリティの高度化を図る

**vi. Grow and optimize resources**

- a. 資金調達が多様性を確保し、資金調達を大幅に拡大する。
- b. 事業の質を高め、資金をより効果的・効率的に活用する。また会計処理を更に効率化し、収支の実績を迅速かつ正確に共有して、予実を精緻に管理する。



## I. 2022 年度実施予定事業一覧

### A. 海外事業

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア・北東アジア地域				
ベトナム	ベトナム北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	保健・栄養	イエンバイ省、ソンラ省	世界銀行、企業、個人
	北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善事業（予定）	保健・栄養	ソプコブ県、バッククエン県	外務省、個人
	ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	緊急	ホーチミン市、ビンズオン省	企業、個人
インドネシア	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	防災（災害リスク軽減）	ジャカルタ首都特別州	企業、個人
	インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	緊急	ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州、東ジャワ州、東ヌサトゥンガラ州、西ヌサトゥンガラ州、南スラウェシ州	企業、個人
カンボジア	カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業（予定）	子どもの保護	コンポンチャム州	外務省、個人
タイ	タイにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	緊急	カンチャナブリー県、ターク県、メーホンソーン県、ラーチャブリー県	企業、個人
フィリピン	フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	緊急	カヴィテ州、ケソン州、バタンガス州、ラグナ州、リサール州	企業、個人
モンゴル	モンゴルにおける義務教育期間を通じた切れ目のないインクルーシブ教育推進事業（第1・2年次）（2年次は予定）	教育	ウランバートル市ほか	外務省、個人
	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	子どもの保護	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	JICA、個人

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業	教育	ウランバートル市ほか	教育のためのグローバル・パートナーシップ、個人
	モンゴル遠隔地の最も脆弱な青少年を対象とした起業・社会情動的スキル養成事業	子どもの貧困	スフバートル県、ゴビスンベル県ほか	世界銀行、個人
	女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業	子どもの保護	ウランバートル市	国連女性機関、個人
	若者を対象とした民主主義教育と政治参画推進事業	子どもの権利ガバナンス、子ども参加	ウランバートル市、ホブド県	国連民主主義基金、個人
	ソーシャル・アカウンティビリティ（行政の説明責任と行政への市民参加）主流化事業・フェーズ2	子どもの権利ガバナンス	ウランバートル市、ドルノド県、スフバートル県ほか	世界銀行、個人
南アジア地域				
バングラデシュ	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業	緊急・人道支援（水・衛生、シェルター）	チッタゴン管区	JPF、企業、個人
	青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業	子どもの貧困	チッタゴン管区	個人
	コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業（第1・2年次）（2年次は予定）	子どもの保護	チッタゴン管区	外務省、個人
インド	Increased preparedness for continued safe & secure education in schools	教育	ビハール州	企業、個人
アフガニスタン	アフガニスタン・カンダハル州における緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業	緊急・人道支援（保健・栄養）	カンダハル州	JPF、個人
	アフガニスタン・バルフ州における食糧支援および衛生・栄養支援事業（予定）	緊急・人道支援（保健・栄養）	バルフ州	JPF、個人
中近東地域				

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
レバノン	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業（第2期）	緊急・人道支援（教育）	トリポリ市、ミニエ・ダニエ地区	JPF、個人
イエメン	イエメン・ラヒジュ県における学校での COVID-19 感染予防および学習継続のための支援事業	緊急・人道支援（水・衛生、教育他）	ラヒジュ県	JPF、個人
	イエメン・タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化支援事業	緊急・人道支援（水・衛生、子どもの保護）	タイズ県	JPF、個人
パレスチナ	ガザ地区北部における緊急人道支援（予定）	緊急・人道支援（水衛生・子どもの保護他）	ガザ地区	JPF、個人
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業（第2・3年次）（3年次は予定）	保健・栄養	カセセ県	外務省、個人
	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホスト・コミュニティの子ども・青少年の保護事業	緊急・人道支援（子どもの保護）	カムウエング県	JPF、個人

## B. 国内事業

支援事業分野、事業名		財源
<b>子どもの貧困問題解決</b>		
中高生に対する給付金提供		個人、企業
小中高生世代を対象とした学びの支援・体験・エンパワーメント活動の実施		個人、企業
子どもを対象とした意見表明活動		個人、企業
保護者を対象としたエンパワーメント活動の実施		個人、企業
新規事業策定のためのパイロット活動の策定・実施・検討		個人、企業
子どもの貧困に関する調査		個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動		個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた政策提言		個人、企業

支援事業分野、事業名		財源
	子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	個人、企業
<b>国内緊急対応・防災（災害リスク削減）事業</b>		
	子どもによる子どものための防災・災害対策活動	個人、企業
	防災や災害対策における子ども支援者・保護者の能力強化	個人、企業
	防災や災害対策に関する自治体との関係構築・強化	個人、企業、自治体
	関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化	個人、企業
	防災や災害対策における子どもの保護・支援の強化に向けた政策提言	個人、企業
	国内災害時に対応する組織の強化（外部ロスター及び内部ロスター（職員）を含む）	個人、企業
<b>子どもの権利・アドボカシー</b>		
	【政策提言：国】子どもの権利基盤の子どもに関する省庁・基本法の設立に向けた政策提言	個人、企業
	【政策提言：自治体】子どもの参加の仕組みづくりを推進するための自治体との関係・強化	個人、企業
	【子ども】子ども自身が権利の主体者であることについての子ども向け啓発活動	個人、企業
	【子ども】子ども自身の意見表明を保障するための支援	個人、企業
	【学校教育】教員を対象とした子どもの権利推進のためのパイロット授業実施	個人、企業
	【親・養育者・一般】「子どもの権利を尊重した子育て」の賛同者を増やす社会啓発活動	個人、企業
<b>コミュニティ・ネットワーキング事業</b>		
	地域 NPO との連携強化	個人、企業
	資金的・技術的支援を実施	個人、企業
<b>新型コロナウイルス緊急支援事業</b>		
	休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成	休眠預金
	コロナの影響を受け経済的に困難な状況にある子ども・家庭への食支援	個人、企業
<b>事業モニタリングと評価</b>		<b>個人、企業</b>

### C. アドボカシー

支援事業分野、事業名		財源
<b>保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）</b>		
	保健・栄養システムへの ODA 増額と援助の質向上	助成金
	保健・栄養システムの政策に対する市民社会のパートナーシップ、影響力の向上	助成金
	保健・栄養システム、UHC、COVID-19 対応における衡平な政策の推進	助成金
<b>教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）</b>		
	緊急下の教育向けの ODA 増額、ECW（Education Cannot Wait 基金）への初拠出	助成金、個人

	基礎教育向けの ODA 増額、GPE（Global Partnership for Education）への拠出拡大	個人
	学校保護宣言への日本政府の支持表明	個人
<b>気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映</b>		
	気候危機に関する子どもたちの理解促進と政策提言への参加	個人
	気候危機と子どもの権利の関連性に対する政府の認識の向上と政策への反映	個人
<b>子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化</b>		
	世界の子どもたちを取り巻く課題に関する子ども・ユースの理解促進と政策提言への参加	個人
	政策決定者と社会によるステークホルダーとしての子ども・ユースへの認識の向上と政策への反映	個人